平成２４年（フ）第５１０号
神奈川県座間市入谷４丁目３番地の１　グランバリュー座間403号
債務者　久世　昌美
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１１５号
岐阜県多治見市笠原町1947番地の１
債務者　宮川　雅彦
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１１６号
岐阜県多治見市笠原町1947番地の１
債務者　宮川いつ枝
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第２２１号
静岡県富士市大淵134番地の15　サンハイツ小川102号、前住所静岡県富士市入山瀬３丁目２番18号
債務者　久保田英寿
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１１１６号
大阪府松原市上田６丁目７番６―402号、前住所大阪府松原市岡２丁目16番20号
債務者　山本　早苗
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１２２号
堺市中区深井沢町3253番地　エミネンス深井106号
債務者　下家　美佳（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１３３号
堺市北区大豆塚町２丁26―14、住民票上の住所堺市堺区浅香山町１丁１番29号
債務者　米田百合子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１３７号
大阪府羽曳野市西浦６丁目１番５号、前住所大阪府羽曳野市西浦４丁目１番２号
債務者　藤井　日吉
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１３８号
大阪府羽曳野市西浦６丁目１番５号、前住所大阪府羽曳野市西浦４丁目１番２号
債務者　藤井幾久子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
北海道空知郡南幌町中央１丁目１番２―401号
債務者　藤澤　美穂
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第２４号
岩手県宮古市日の出町７番１号　日の出町仮設住宅５棟６号、住民票上の住所岩手県下閉伊郡山田町八幡町11番３号
債務者　白土　政子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第５３号
群馬県太田市下浜田町295番地７　ジェスメゾンＡ―102号
債務者　町田　慈美
1　決定年月日時　平成24年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第５９８号
神奈川県秦野市春日町５番17号　青陽荘２階東
債務者　加藤　育朗
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６２８号
神奈川県厚木市旭町５丁目40番24号　タプラ旭町202、旧住所神奈川県海老名市上今泉２丁目11番40―607号
債務者　澤辺　哲史
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４６２号
新潟市南区西白根14番地４　Ｌａ―Ｌａ　Ｈｏｕｓｅ Ⅱ101号
債務者　梅川　幹人
1　決定年月日時　平成24年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９７号
新潟県上越市大和２丁目７番10号
債務者　宮本　　勉
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第９８号
新潟県上越市大字飯2866番地５
債務者　相馬　美香
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで　新潟地方裁判所高田支部